

京都市告示第243号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、農業用水路等を次のように変更及び指定しますので、同条例第3条第1項の規定に基づき、告示します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和2年7月22日

京都市長 門川 大作

(変更する農業用水路等)

整理番号	路線名	旧新別	起 終	点 点
1	檜原水0043号	旧	京都市西京区檜原下ノ町2番地の2地先 京都市西京区檜原下ノ町20番地地先	
		新	京都市西京区檜原下ノ町10番地地先 京都市西京区檜原下ノ町20番地地先	

(指定する農業用水路等)

整理番号	路線名	起 終	点 点
1	檜原水0083号	京都市西京区檜原下ノ町2番地の2地先 京都市西京区檜原下ノ町10番地地先	

(産業観光局農林振興室農林企画課)